

6 具体的施策

施策1 地域連携ネットワークの仕組みづくり

権利擁護に関する支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、地域の保健・医療・福祉による連携のネットワークを強化します。地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」で構成します。

① チーム

チームは親族、主治医、ケアマネジャー、相談支援専門員、後見人など、本人に身近な支援者で構成します。チームのメンバーが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握しながら、継続的な支援を行います。

現在三鷹市では、高齢者へは、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護サービス事業者を中心に、障がい者へは、相談支援専門員や障がい福祉サービス事業者を中心に本人を見守る体制が構築されており、こうした体制を本計画ではチームと位置付けています。チームは、地域で支援が必要な方を発見して支援につなげる役割を果たし、後見開始後は後見人とも連携して支援方針等を共有し、本人に寄り添った支援を行っています。

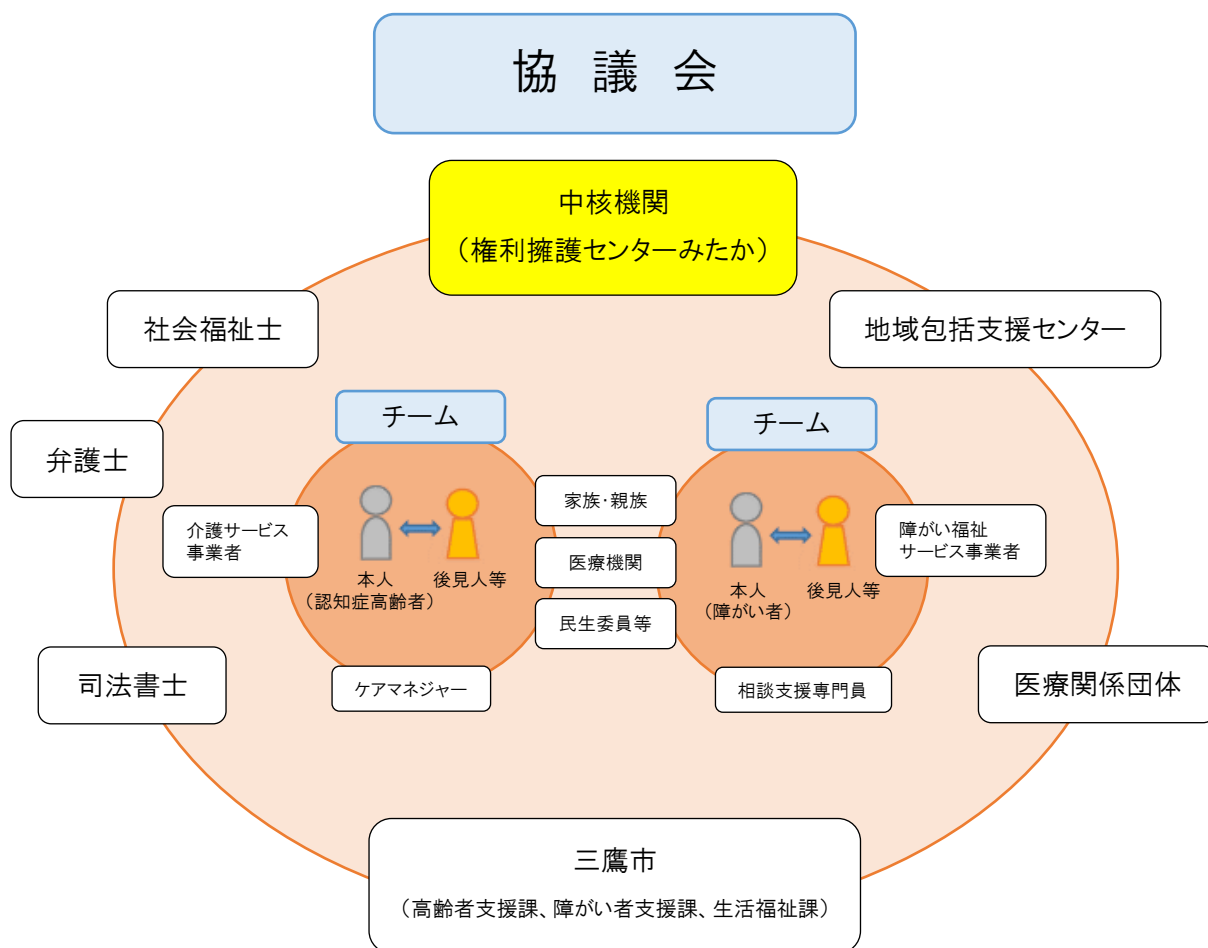
② 協議会

協議会は「チーム」に対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が自発的に協力して、チームを支える体制づくりを進めるための合議体です。後見開始の前後を問わず、チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制の整備、困難ケースに関するケース会議、多職種間の連携強化などの活動が求められています。三鷹市での協議会のあり方については、既存の会議体の活用も視野に、今後検討を進めていきます。

③ 中核機関

中核機関は専門職による助言・支援の確保、協議会の事務局の役割、地域連携ネットワークのコーディネートを行うための機関です。三鷹市の場合、「権利擁護センターみたか」が担うことを予定しています。

【三鷹市における「地域連携ネットワーク」のイメージ図】



施策2 中核機関の設置

「権利擁護センターみたか」（※P9参照）を地域連携ネットワークの中核機関に位置づけ、以下の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、既存機能の強化を図ります。

① 広報機能

権利擁護センターみたか及び成年後見制度に関するパンフレット等を発行し、関係機関と連携を図って配布します。また、市民や関係機関に成年後見制度を正しく理解してもらうため、講座や講演会等を開催し、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業等の関連する制度も含めて、制度のより一層の周知・啓発に努めます。

② 相談機能

早期に成年後見制度につなげるため、本人、親族、関係機関等からの権利擁護等に関する相談に応じるとともに、専門性を有する相談に関しては、専門職（弁護士、司法書士）による相談も行います。また、相談者のニーズに応じて、必要な支援につなげます。

③ 成年後見制度利用促進機能

本人や親族等からの相談に基づき、本人の状況に応じた申立ての支援や後見人候補者の受任調整（マッチング）を行います。既に地域福祉権利擁護事業等の関連制度を利用している場合は、成年後見制度へのスムーズな移行を支援します。また、地域における担い手を確保するため市民後見人の養成・支援を行います。養成研修及びフォローアップ研修に関しては、他自治体と連携し、合同で実施し、効率的な運用を図ります。さらに、市民後見人の受任調整や選任後の継続的な支援を行います。

④ 後見人支援機能

後見人等からの相談に応じるとともに、市民後見人連絡会、親族後見人のつどい、専門職交流会等を通じて、情報交換や活動支援を行います。また、被後見人の支援チームと連携し、必要に応じてカンファレンスを開催し、後見人等の支援を行います。さらに、既存の権利擁護センターみたか事例検討会を活用し、法律等の専門的知見からの支援も行います。

施策3 成年後見市長申立ての実施及び成年後見人等の報酬の助成等

成年後見制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、市長申立てや成年後見人等の報酬の助成を行います。また、安心して成年後見制度を利用できるよう、三鷹市社会福祉協議会による法人後見業務への取組も行います。

権利擁護センターみたか

権利擁護センターみたかでは、成年後見制度、福祉サービス利用・金銭管理等に関する相談・サポートを行っています。

また、事例検討会を開催し、専門的知見から成年後見制度に関する事例の検討等を行っています。さらに、同センターの専門的、機能的運営を図るために、運営委員会を開催しており、いずれも同センターが事務局を担っています。

会議体（事務局）

- ・権利擁護センターみたか運営委員会
- ・権利擁護センターみたか事例検討会

相談・苦情調整

- ・福祉サービス利用に関する総合相談・苦情調整
- ・成年後見制度の利用支援に関する相談
- ・判断能力が不十分な人の人権擁護に関する相談

専門相談
（弁護士、司法書士）

任意後見制度の紹介

契約能力がある場合

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

利用者との契約に基づき、以下のサービス（有料）を提供します。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

契約能力がなくなった場合

成年後見制度利用支援

- ・成年後見制度等に関する広報（パンフレットの発行、イベントの開催等）
- ・成年後見制度の申立支援
- ・後見人等のサポート
- ・関係機関・団体等との連携の推進
- ・市民後見人の養成・支援

三鷹市では、後見人等の報酬助成を行っています。

【所在地】

権利擁護センターみたか
（社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会）

三鷹市新川6丁目37番1号 元気創造プラザ3階
電話：0422-46-1203 FAX：0422-71-2053

